

○物件事故の処理要領について（概要）

（平成元年福岡県警察本部内訓第18号）

この内訓は、物件事故の処理に当たり、交通流の回復措置を要しないなどの一定条件を満たす場合には、警察官による現場調査を省略することなどを定めるものである。